

山梨県公報

第千九百七十四号

平成二十一年

八月二十日

木 曜 日

目 次

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請…………… 四七一
 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)…………… 四七一
 公安委員会…………… 四七三
 平成二十一年度雑踏警備業務一級検定の実施について…………… 四七三

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年八月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年八月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 甲斐志麻の里ファーム
 - 2 代表者の氏名 戸田正彦
 - 3 主たる事務所の所在地 甲斐市牛匂二千三百五番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者などに対して就労支援事業・精神障害者社会適応訓練事業などを行い、障害者の自立と社会参加を図るため、地域で果樹を中心とした農産物の栽培・加工、及び遊休農地の管理業務や公共施設等の管理業務に取組む。併せて、地域での環境保全等の活動と自主企画や地域における行事への参加などをとおして、地域の理解を深め、社会参加を果たすことを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年八月十二日から同年十月十一日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十一年八月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年七月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 日星株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市酒折一丁目一番十一号
 - 3 代表者の氏名 近野浩士
 - 3 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一八)第二三三号
 - 四 処分の内容 管工事業、電気通信工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可並びに電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十一年六月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十一年八月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年七月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社西幸工業
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市七保町下和田四百二十九番地五
 - 3 代表者の氏名 西室直樹
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第七八〇六号
 - 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十一年七月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年八月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年七月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 澤海電気
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中町一番地十五
 - 3 代表者の氏名 澤海広一郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第八三八三号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年六月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年八月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年七月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社井上重建運輸
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市天狗沢六十五番地一
 - 3 代表者の氏名 井上直樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第八〇五八号
- 四 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年七月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年八月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年七月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 山星電気株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田四丁目十六番二号

3 代表者の氏名 森下佳夫

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第三八〇七号

四 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十一年七月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年八月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年七月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ファースト・エンジニアリング
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市下今井二千三百六十一番地
 - 3 代表者の氏名 小俣欣三
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八二七七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年七月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年八月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年七月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社戸栗スチール
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市寺部五百九十二番地一
 - 3 代表者の氏名 戸栗主税

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第一三〇一号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年七月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

公安委員会

● 平成二十一年度雑踏警備業務一級検定の実施について
 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

- 一 検定を実施する警備業務の種別及び級
 雑踏警備業務一級
 - 二 実施日時
 平成二十一年十一月二十日（金）午前九時から午後五時まで
 - 三 実施場所
 甲府市小瀬町八百四十番地 小瀬スポーツ公園内武道館及び第三駐車場（〇五五二四三三一一一）
 - 四 受検定員
 三十人
 - 五 受検資格
 山梨県内に住所を有する者又は山梨県内の営業所に属する警備員であつて次のいずれかに該当するもの
 - 1 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
 - 2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - 六 検定の方法及び内容
 - 1 検定の方法
 学科試験及び実技試験により行う。
- なお、学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対して、

実技試験は行わない。

2 検定の内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 雑踏の整理に関すること。

(4) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(5) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

(1) 雑踏の整理に関すること。

(2) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(3) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

七 受検の手續

1 事前申込手續

(一) 事前申込みの方法

検定を受けようとする者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）

(二) 事前申込受付期間

平成二十一年十月五日（月）及び同月六日（火）の午前九時から午後五時まで。

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であつても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

2 受検申請手續

1 の事前申込手續を行い、受理番号を取得した者は、次により検定の申請を行うこと。

(一) 受検申請受付期間等

平成二十一年十月七日（水）から同月九日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、郵便又は信書便による申請は、受け付けない。

(二) 提出書類

(1) 検定申請書 一通

(2) 写真 二枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦

二三五 二二二二内線三〇二二に問い合わせる。

- の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- (3) 次の書面のうちいずれかに該当するもの 一通
- ア 山梨県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面(住民票(外国人にあつては、外国人登録証明書)の写し、自動車運転免許証の写しなど)
- イ 山梨県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)
- (4) 五1又は2のいずれかに該当することを疎明する書面 一通
- ア 五1に該当する者は、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が一年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(警備業務従事証明書)
- イ 五2に該当する者は、都道府県公安委員会が交付した一級検定受検資格認定書の写し
- (5) 代理人が検定申請書を提出する場合にあつては、本人からの委任状 一通
- (三) 検定手数料
- 検定手数料は、検定申請書の提出時に一万三千円に相当する額面の山梨県収入証紙により納付すること。
- なお、検定手数料は申請を取り消し、又は受検しなかつた場合でも還付しない。
- (四) 申請書類の提出先
- 提出する次の書面の区分に応じ、(二)に掲げる書類を該当する警察署に提出し、受理番号を申告すること。
- (1) (二)(3)アの書面を提出する場合は、住所を管轄する警察署
- (2) (二)(3)イの書面を提出する場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 3 受検票の交付
- 受検票は、受検申請受付期間終了後に検定申請書を提出した警察署を通じて交付する。
- 八 携行品
- 受検票、筆記用具及び室内用運動靴
- 九 その他
- 1 検定の受付は、検定当日の午前八時三十分から午前八時五十分までの間に武道館正面玄関ロビーにおいて行う。
- 2 検定合格者には、検定終了後に成績証明書を交付する。
- 3 検定についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇五五